

## 国民健康保険事業に関する緊急要望について

各町村は、国民健康保険事業の保険者として制度の健全な運営に努めているところである。

国民皆保険制度の基盤である市町村国民健康保険の加入者は、高齢化の進展に伴う年金受給者などの無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者、長期療養者なども増加している。

また、加入者の所得に対する保険料負担の割合は、被用者保険と比べて著しく高くなっている。

加えて、保険料の引き上げや一般会計からの繰入はもはや限界に達しており、制度の維持運営が非常に困難な状況となっている。

現在、社会保障制度改革国民会議において、国民健康保険の財政基盤の強化や保険者のあり方について真剣な議論がなされているところである。

つきましては、東京都知事におかれましては、国民健康保険を持続可能な安定的な制度とするため、このような状況を十分ご理解いただき、下記事項が実現されるよう、国に対して強力に働きかけていただけるよう要望する。

### 記

#### 1 国民健康保険事業の財政基盤を強化すること

- (1) 社会保障・税一体改革においては、2,200億円の公費を投入することが決定されているが、国民健康保険の財政状況は危機的であり、消費税率を8%に引き上げる際に投入すること
- (2) 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国民健康保険の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること
- (3) 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国民健康保険に最優先で投入すること

#### 2 保険者は都道府県とすること

- (1) 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること
- (2) その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できることなどから、都道府県を保険者とすること

- (3) 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとするなど、地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること
- (4) 保険料徴収や保健事業の実施などについては引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること

平成25年7月31日

東京都知事

猪瀬直樹様

東京都町村会

会長 河村文夫

東京都町村議会議長会

会長 小澤一美